

青森県立十和田工業高等学校同窓会会則

第1章 名 称

第1条 本会は青森県立十和田工業高等学校同窓会と称し、事務局を十和田工業高等学校内（青森県十和田市大字三本木字下平215の1）に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展を期すことを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するため、主として次の活動を行う。

- (1) 親睦のための諸集会
- (2) 会報の発行、および会員名簿の管理
- (3) 学校への教育的援助
- (4) その他本会の目的を達成するための事業

第3章 会 員

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

本校卒業生および、転校等により本校を卒業しない者でも会員たることを希望し会長の承認を得た者。

(2) 特別会員

本校現職員並びに旧職員とする。

(3) 準会員

正会員の資格に達しない者で、本校に在籍する生徒とする。

第4章 会 費

第5条 正会員は入会金として、在籍中に4,500円を納入するものとする。ただし、納入期日は毎年3月31日までとする。

第6条 本会は入会金および寄付金をもって運営する。

第5章 役員を選出

第7条 本会は次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
監 事	3名
理 事	若干名
顧 問	若干名

第8条 役員任期は2年とする。ただし、次年更新あるまではその任に当たるものとする。また、再任を妨げない。

第9条 役員選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長および監事は総会において選出する。ただし、総会の開催が困難な場合に限り、役員会の決議をもって選出することができる。また、役員会の決議は理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 理事、事務局長、書記および会計は会長がこれを委嘱する。
- (3) 顧問の選出は、会員のなかで本会の活動に功労のあったものを役員会から推薦し、総会の承認を得るものとする。

第6章 役員の仕事

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会議を招集し、その議長となり公務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代行する。

- (3) 監事は本会の会計を監査する。監査は年一回とし総会において承認を得る。
- (4) 理事は会長の命を受け活動計画、審議、実行等の公務に参加する。
- (5) 顧問は会長を補佐するとともに、本会の運営に対して指導助言に当たる。

第7章 会 議

第11条 総会等の開催は次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年一回開き、庶務報告、決算の承認、予算の審議、役員を選出、会則の改正、その他必要な事項を協議する。ただし、総会の開催が困難な場合に限り、役員会にて協議することができる。
- (2) 臨時総会は会長が必要と認めたととき、または会員の過半数が必要と認めたとときに会長が召集しなければならない。

第8章 事 務 局

第12条 本会に事務局を置き、事務局員は会長が委嘱する。

第13条 事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) 事務局は、役員会の会務執行を補佐する。事務局は相当数の会員によりなる。
- (2) 事務局はその運営方針についての案を作成し、役員会の承認を得なければならない。その際には、役員会との連絡調整を行う者、会計の管理を行う者、並びに会議の議事録の作成及び保存を行う者を、それぞれ若干名明らかにしなければならない。また、事務局はその活動状況について、毎年1回以上役員会に報告しなければならない。
- (3) 事務局長は、事務局の事務を統轄する。
- (4) 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長が不在の場合はその職務を代行する。
- (5) 会計の管理を行うことになった者は、本会の会計を管理し、毎年1回役員会で監査を受けること。
- (6) 書記は、総会及び役員会その他必要な会議の議事を記録し、保存しなければならない。
- (7) 会報を製作するにあたったものは、できる限り最低毎年1回発行するように努める。

付 則

- (1) 本会会則は総会において出席会員の半数以上の賛成により改定することができる。
- (2) 会長は会務を処理するために、理事に図って必要な細則を設けることができる。
- (3) 本会は必要に応じて支部を設けることができる。
- (4) 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

本会の会則は昭和41年4月1日をもって効力を発する

昭和62年3月26日一部改定、同年7月15日施行

平成19年6月17日一部改定、同年6月17日施行、同年4月 1日から適用

平成25年6月22日一部改定、同年6月22日施行、同年4月 1日から適用

平成27年6月20日一部改正、同年6月20日施行、同年4月 1日から適用

令和 4年6月18日一部改正、同年6月18日施行、同年4月 1日から適用

青森県立十和田工業高等学校同窓会弔慰規定

趣 旨

青森県立十和田工業高等学校同窓会顧問、理事、事務局員が死亡した場合は次の方法により弔慰を表す。

1. 顧問、理事、事務局員が死亡した場合、香典（5千円）を供する。

附則 この規定は令和3年4月1日から施行する。